



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月26日火曜日 第253号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...1277
地域森林計画案の公表.....	(林業政策課) ...1278
地域森林計画の変更案の公表(4件).....	(") ...1278
公共測量の実施の通知(2件).....	(道路維持課) ...1278
公共測量の終了の通知.....	(") ...1278
指定居宅サービス事業の廃止.....	(東予地方局地域福祉課) ...1278
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	(") ...1279
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課) ...1279
道路の供用開始(").....	(") ...1279
道路の供用開始(県道伊予松山港線).....	(中予地方局管理課) ...1279
道路の区域変更(県道美川松山線).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...1279
道路の供用開始(").....	(") ...1280

告 示

○愛媛県告示第1228号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ中之庄店
四国中央市中之庄町字宮ノ北414番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年6月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,368平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
53台

イ 駐輪場の収容台数

11台

ウ 荷さばき施設の面積

40平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6.59立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和3年10月14日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1229号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、南予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を南予地方局農林水産振興部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1230号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1231号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1232号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局農林水産振興部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1233号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、

○愛媛県告示第1237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和3年10月26日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年10月11日から
令和4年2月15日まで
- 3 作業地域 松山市東垣生町

○愛媛県告示第1235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年10月20日から
令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 東温市（一部）

○愛媛県告示第1236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年4月12日から
令和3年10月1日まで
- 3 作業地域 東温市

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社 おかげさん	おかげさん	愛媛県今治市玉川町別所甲93番3	令和3年9月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1238号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

令和3年10月26日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 三省会	村上病院	愛媛県今治市常盤町五丁目3番37号	令和3年9月30日	介護療養型医療施設
医療法人 誓生会	松風病院	愛媛県四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月30日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第1239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山555番156	旧	メートル 24.2～30.1	キロメートル 0.044	
		新居浜市別子山字別子山555番271	新	24.2～53.9	0.044	

○愛媛県告示第1240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山555番271	令和3年10月26日

○愛媛県告示第1241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町35番6から 同町309番3地先まで	令和3年10月26日

○愛媛県告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地152番1から 同町菅生1番耕地152番1まで	旧	メートル 4.0~16.1	キロメートル 0.029	
			新	4.0~14.8	0.029	

○愛媛県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地131番3から 同町菅生1番耕地152番4まで	令和3年10月26日